

向から見る、第三セクター法人の行方などに係わって、約1時間お話をしていただくこととなります。

高松氏は、具体的には県内各地での取り組みに生かせるような方向付けをしたいとしています。

非常に興味深い内容で、期待されます。

第13回自治体・地域づくりセミナー

今年の第13回自治体・地域づくりセミナーは以下のとおり行います。

日時：2013年9月28日（土）～29日（日）。

場所：弘前プリンスホテル。

テーマは「脱原発・核燃と再生可能エネルギーによる地域づくり」。講師は福島大学の小山良太氏。

東日本大震災と原発事故のあと、自治研では原発問題を2回、セミナーで取上げています。

第一回目は第11回セミナーで、自治体問題研究所の主任研究員、池上 洋通氏が「大震災と原発事故があぶりだした地方自治の基本問題—原子力政策による地方自治体への支配から抜け出すために—」と題して基調講演を行いました。

その後、それを受けて、大間、むつ、東通、六ヶ所のそれぞれ原発、核燃、中間貯蔵施設関連の代表によるシンポジウムを「原発・核燃危機からの地域再生」というテーマで行いました。

第二回目は第12回セミナーで、北海学園大学経済学部教授、小田 清氏が「原発立地と地域経済社会の変容～北海道泊原発の事例を中心に」と題して基調講演を行いました。

また、「あさこはうす」訪問、大間、むつ、東通、六ヶ所の施設を見学、活断層の視察等を行いました。

これらを受けて、今年の第13回セミナーでは中身を少し発展的に捉え、継続した運動にしたいと思っています。

現在の状況を見てみると、次のようなことが言えるのではないのでしょうか。

①安倍内閣になってから「憲法改正・軍拡・福祉削減」路線とともに、原発推進の動きも強まっている。同時に、「脱原発、原発ゼロ」運動が市民レベルを含め、広がっている。

②そうした中で立地自治体では、青森県内で見られるように、原発推進や再稼働の牢固とした動きもある。

③これは、原発関連交付金や各種補助金、固定資産税収入の問題も大きいですが、雇用問題や地域の展望の問題もある。立地自治体にしても、いまの脱原発の国民的な運動の広がりの中では、将来についての不安がないとは言い切れない。

④いま原発ゼロとともに再生可能エネルギーの問題を追求する動きが始まっている。実際、いくつか進んだ取り組みがある。こうした動きに連携した取り組みもできればいい。

⑤2011年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、再生可能エネルギーについて、調達価格などを経済産業大臣が定めることになっている。

こうした状況を踏まえて、原発を廃止した後、エネルギー需要を原発以外でどのように満たすのかという課題と、地域の経済をどのように立て直していくのかという課題を結びつけていく必要がある。

そのためには、原発に匹敵する「再生可能エネルギー源」を地域で生み出すための手立ても必要だし、それが大企業の

誘致によるのではなく、地場産業育成・振興の観点が必要。地元産業として立地・維持・継続可能かどうか、開発・製造・保守・管理など地場産業の振興、雇用の創出につなげることができるかどうかの問題もある。こうしたことを全体として考えていきたいということです。

今日の地域主権改革,自治 体構造改革にどう取り組む

角田 英昭(その5)

《公務労働の在り方を巡って 》

こうした行政の民間化,外部化が吹き荒れる中で,改めて自治体とは,公務労働とは何なのかが問われてくる。このことについて少し考えてみたいと思う。

まず,公務の民間化,外部化は,公共サービス,公務労働の在り方,中身を変質させる。具体的には,

①住民を見る視点が変わる。主権者,権利主体とみるのではなく,顧客,行政サービスを購入する主体(対象)とみるようになる。

②行政サービスの性格が変わる。権利として保障されるものから,購入すべき商品になる。また,メニュー化,オプション化,切り売りのサービスとなり,受益と負担の関係が徹底され,支払能力により提供されるサービスの質,量が変わることになる。当然に格差が生じる。

③専門性の蓄積,活用方法が変わる。事業者間に競争原理が働き,それが強くなるとそこで得られたノウハウは秘匿,内部化し,競争の道具になる。開発,蓄積された成果が利用者,住民に広く,等しく還元されなくなる。

④公務労働を評価する視点が変わる。上位方針の推進,効率性,経費削減,マニュアル化,マネージメント能力,直接執行よりサービス(部門)の外部化が重視され

ない」という改悪法が強行採決され,今のような首長が教育委員を推薦し,議会で承認するというシステムになりました。ここから,お上の決定に隷従し,閉鎖的な教育委員会が全国に広がりました。

2006年9月2日に八戸市で行われた「小泉教育改革タウンミーティング」で,国の言いなりで「ヤラセ発言」に加担した青森県教委などがそのわかりやすい例です。

《「教育支配」は「国民支配」》

戦前・戦中がそうであったように,支配者たちのねらいは「子どもを支配することで国民を支配する」ことです。子どもはその時代を映す鏡です。私たちは子どもが発する叫びや事件に振り回されて,子どもと学校を支配する側に回ってはいけません。それこそ彼らの思う壺にはまることとなります。

総会は6月15日(土)

今年の第13回定期総会は次の通り開催することになりました。予定をあけておいてください。

日時:6月15日(土)午後1時~5時ごろまで。

場所:アウガ5階研修室。

恒例の学習は,講師を弘前市民オンブズパーソン事務局長の高松利昌氏にお願いしました。

内容は,弘前市における岩木川市民ゴルフ場と,その指定管理者である弘前ウォーターフロント開発株式会社の動

この問題について、このたび県教組副委員長の一戸義規氏
にお願いして原稿を寄せてもらいました。

「教育委員会」解体の動きについて

県教組執行副委員長 一戸 義規

《 戦前・戦中は「兵事学事課」 》

昨年、滋賀県大津市で中学校 2 年生がいじめで自殺する
という悲しい事故がありました。この事件で、現代の子ども
たちの関係が大きく歪み、深刻な状態にあることがあらため
て国民の前に明らかになりました。

またこの事件で、学校と教育委員会の閉鎖性、隠蔽性が問
題となりました。そして、これらを理由に、大阪の橋本市長
などが以前から主張していた「教育委員会不要論」などが噴
出し、「首長に教育長の任命・罷免権を持たせる」という動
きが出てきています。

1945 年までは、県にも市町村にも「教育委員会」はあり
ませんでした。多くは役場に「兵事・学事課」というものが
あり、国民学校での軍事教練や、教員の思想調査・弾圧、大
陸への義勇団の派遣など、軍国主義教育を徹底していました。

《 戦争への反省から生まれた「教育委員会制度」 》

戦後政府文部省は、戦中の反省のもとに「新しい憲法のは
なし」を発行し、「政治が教育へ介入をしない」ということ
で、選挙で教育委員が選出され、委員の互選で最高責任者で
ある教育委員長（非専従）と事務の責任者として教育長（専
従）が決定されるという仕組みができ上がりました。

しかし、吉田茂内閣の 1953 年に「教育委員の選挙を行わ

るようになる。また、長期的な視
点より短期的な成果、目先の対応
にシフトするようになる。

⑤業務運営、利用者、住民参加の
あり方が変わる。非公開性が強ま
り、住民・利用者の参加が後退す
る。民間事業者が管理者になれば
情報公開の対象から外れる。

⑥公共サービスを担う労働者の
雇用形態は変わる。正規労働が減
少し、非正規、不安定、低賃金労
働者が多くなる。

⑦行政運営が変わる。民営化、民
間委託を徹底すれば、行政に専門
性、ノウハウの蓄積がなくなり、
民間事業者が撤退しても元に戻
せない、対応できなくなる。その
意味では不可逆的である。

こうした問題が顕在化してく
る。行政の民間化には、こうした
基本的な問題が内在している。

《 改めて公務労働、公的責任 とは何か 》

その性格、特徴を挙げれば次の
ようになると思う。

1 つは、公務労働とはその業務

を通して住民、地域の実態、要求、
課題を把握する労働であるとい
うこと。同時に把握するだけでは
なく、それを普遍化し、施策化し
ていく創造的な労働であるとい
うことである。その意味では、公
務労働者は実践主体であると同
時に、把握された問題を解決し、
制度・施策の改善に繋げる政策
（要求）主体でもある。

2 つ目は、それはチームで対応
する集团的、総合的な労働であり、
専門性、継続性、安定性が求めら
れる労働であるということであ
る。住民の生活を、サービスを提
供する側のメニューから個別、分
野別に切り分けて対応するの
ではなく、生活を丸ごと捉え、横に
（他職種、多分野）つながり、連
携し、総合的に支援していくもの
である。

3 つ目は、憲法に定められた全
体の奉仕者であることを基礎に
した労働であるということであ
る。そこで獲得された専門性・ノ
ウハウは外部も含めて全体に普
及し、力量をアップし、その成果
は利用者、住民全体に反映してい

2013年5月16日 第72号

自治研

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

動き始めた「教育改革」

第1次安倍政権(2006.9.26~2007.9.12)は改憲手続法を強行採択しましたが、同時に教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)、教育職員免許法などを強引に改悪しました。

いま第2次安倍政権は解釈改憲を進める一方、憲法の明文「改正」をターゲットに、高支持率を最大限活用し、狂奔しています。同時に、「教育改革」にもなみなみならぬ力を注いでいます。憲法改悪と「教育改革」は一体のものです。

自民党は昨年12月の総選挙に向けて政策パンフレット「日本を取り戻す一重点政策2012」を作成していますが、この中の一つ「教育を取り戻す」はまさに、自民党改憲案と同じ系譜をなすものです。このパンフレットの公表と同時に自民党の教育再生実行本部が「中間取りまとめ」を公表しています。これはおそらく今後の政策展開の中核になるものだと見られています。その中の一つに「教育行政の責任体制確立と、意思決定システム改革」として教育委員会制度改革が記載されています。

くことが基本である。内部的には、お互いの能力を尊重し、援助しあい、個々の能力が分断されず結びつくことで、組織全体の力量を高めていくものである。

4つ目は、憲法と地方自治の理念、趣旨、規定を地域で実践し、実現する労働であり、職員の参加意識の高揚と自発性の喚起が求められる労働であるということである。利用者、住民に開かれ、情報公開と参加を徹底し、共同(協働)を培うものです。

5つ目は、公的責任を発揮するということは、すべて自治体が直営でやることではないが、自治体が各分野に直接執行、直営部門を持つことは重要である。自治体が住民への直接サービス部門を切り捨て、企画、調整、補完支援機能に特化すれば、企画、調整能力自体も弱体化するし、補完支援もできなくなる。的確なリーダーシップの発揮もできないし、自治体としての意義、役割の放棄につながる。

6つ目は、公の施設や事業の管

理・運営・実施を各種団体、民間事業者に委ねても、当該の施設、労働者がその設置目的、趣旨に沿って住民の福祉の向上が図れるような施設、必要な手立てを講じていくことが必要である。それが公的責任の発揮である。

最後になるが、私はこういう時だからこそ、地方自治の本旨、自治体とは何か、公的責任を発揮するとはどういうことなのか、公務労働とは何なのかを、憲法を基本に置いて考え、それを確信にして取り組んでいくことが重要だと思っている。

(終わり)

会費納入のお願い

個人会費	正	3,000円
	賛助	1,000円
団体会費	正	10,000円
	賛助	5,000円

振込用紙を同封します。行き違いになったときは、ご容赦を!